

後継者へ経営移譲をする際は『農地法』の手続きが必要です

子や親族など後継者へ経営移譲をする場合に、自己が所有する農地については

- ①後継者との間で農地の使用貸借（契約）を結ぶ
- ②後継者へ農地を贈与することにて取り進めることとなります。

また、他者が所有する農地を賃貸借などにより耕作している場合には

- ③後継者へ使用収益権を移転（転貸）、または地主に返還することとなります。

その際、上記①、②、③いずれの場合においても、農地法に規定される「農地の権利設定・移動」にあたることから、**農業委員会の許可を受ける必要が生じます。**

（※）後継者がいなく、自己所有する農地を第三者との間で賃貸借する場合や、第三者へ農地を売買する場合も「農地の権利設定・移動」にあたり、**農業委員会の許可を受ける必要が生じます。**

また、旧制度農業者年金に加入し経営移譲年金を受給する場合には、経営移譲の期限（65歳の誕生日の前々日まで）や、移譲の相手方（年齢が60歳未満）などの条件を満たす必要があります。

経営移譲を予定されている方は、お早めに地区担当委員、又は農業委員会事務局までご相談下さい。



あなたの地区の農業委員

農地のあっせん(売買・賃貸借)などの際には、地区担当の農業委員までご相談ください。

(令和3年7月現在)

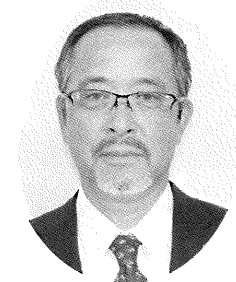
	氏 名	住 所	電話番号	担当する地区
西部地区	鬼塚 秀明	網走市字能取	47-2232	美岬、能取、平和
	矢萩 一毅	網走市字卯原内	47-2913	能取、平和、卯原内、越歳
	佐々木 義彦	網走市字嘉多山	47-2470	卯原内、越歳、嘉多山、二見ヶ岡
	中川 一弘	網走市字嘉多山	47-2358	美岬、能取、平和、越歳、嘉多山、二見ヶ岡
	山本 登	網走市字二見ヶ岡	47-2773	美岬、卯原内、嘉多山、二見ヶ岡
市地区・東部地区	首藤 勝広	網走市駒場南	44-3256	向陽ヶ丘、明治、二ツ岩、潮見、八坂、天都山、呼人、東網走
	立石 雄治	網走市字中園	48-2846	向陽ヶ丘、明治、二ツ岩、潮見、八坂、天都山、呼人、東網走、中園
	松尾 貴子	網走市南八東6	45-3865	向陽ヶ丘、明治、二ツ岩、潮見、八坂、天都山、呼人、東網走
	居内 和則	網走市字稲富	46-2847	中園、豊郷、山里、稲富
	遠藤 優一	網走市字山里	46-2365	豊郷、鱒浦、藻琴、昭和、山里、稲富、向陽ヶ丘、明治、二ツ岩
	川崎 伸弘	網走市字山里	46-2370	中園、鱒浦、藻琴、昭和、山里、稲富
	鎌田 直人	網走市字昭和	46-2905	豊郷、鱒浦、藻琴、昭和、潮見、八坂、天都山、呼人、東網走
南部地区	小田切 英治	網走市字音根内	46-3244	北浜、丸万、音根内、浦士別、栄、清浦
	鈴木 圭一	網走市字浦士別	46-3232	実豊、音根内、浦士別、栄、清浦
	福田 稔	網走市字実豊	46-3012	北浜、丸万、実豊
	藤田 政揮	網走市つくしヶ丘	55-4544	北浜、丸万、実豊
	山田 健一	網走市字栄	46-3148	音根内、浦士別、栄、清浦

※都市計画（用途地域）の担当は、首藤・立石・松尾・鎌田の各委員。

編 集 文 責	網 走 市 農 業 委 員 会（農政常任委員会・事務局）
	〒093-8555 網走市南6条東3丁目 網走市役所西庁舎 3階 電話：0152-44-6111(代) 内線 531、532 FAX：0152-43-2957 E-mail：ZUSR-NOGYO@city.abashiri.hokkaido.jp

網 走 市 農 業 委 員 会 だ よ り

第56号
令和3年7月発行



アフターコロナ社会の地域農業を見据えて

網 走 市 農 業 委 員 会

会 長 山 田 健 一

初夏の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より農業委員会の活動に対し特段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年は平年に比べ降雪量が少なく、春先に好天が続いたことから雪解けも早く進み農作業も順調にスタートしました。しかし、その後は低気圧や気圧の谷の影響から降雨日が続いたため農作業や生育全体に遅れが生じており、収穫期に向け生育の回復が望まれております。

さて、新型コロナウイルス感染症は、4月に網走市内でクラスターが発生、5月から6月にかけて全道を対象に緊急事態宣言が発出されるなど、終息の目途が見通せない状況が続いており、もし、農業生産現場において感染拡大となるような場合には、生産者の健康面のみならず、作物栽培や家畜の飼養管理など営農作業に影響が及び、その結果、生産販売額が減少となることも大いに懸念されるところです。

また、先に発表された2020年国勢調査の速報値で、北海道の人口は調査開始以来最大となる5年間で約15万人の減となり、人口減少社会の到来による担い手、労働力不足に拍車がかかり、農業を含む基幹産業が衰退してしまうことが不安視されるなど、深刻な現状が改めて浮き彫りとなっております。

このような状況下、農業委員会としましても“アフターコロナ社会”となる将来へ向けて持続可能な強い農業基盤を維持していくため、引き続き、関係機関との連携を図りながら、農地利用権等の設定・移転に係る地域調整、集積・集約化、法人化や新規参入の促進など所掌業務について、一層取り組んで参りたいと考えております。

一日も早く新型コロナ禍が終息し平穏な日々が戻りますことを切に願い、皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、本年も実り豊かな出来秋を迎えられますよう心からご祈念申し上げます。

農業委員の活動状況等（令和3年1月～令和3年6月）

◆市長との意見交換会を開催しました

日 時：令和3年1月25日（月）午後4時より

場 所：オホーツク文化・交流センター 3階

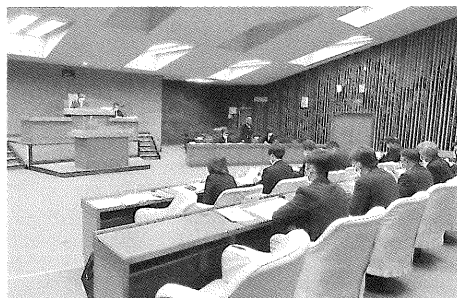
学習室A・B・C



1月25日（月）、水谷市長と農業行政に関する意見交換会を開催しました。この意見交換会は、農地利用の最適化の推進に資することを目的に平成28年度から開催しており今回で5回目となります。当日は「ICT・スマート農業推進に合わせ整備が必要な地域環境」と、「網走農業の将来を見据えた新規作物の導入」をテーマとし、出席した委員から地域が抱える農村振興のための課題が提起されるなど、市長と活発な意見交換が行われました。

◆新型コロナ感染防止対策のうえで総会を開催しています

日 時：令和3年5月27日（木）午後2時30分より
場 所：網走市議会 議場



北海道は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月16日から6月20日までの期間、道内全域を対象に緊急事態宣言を発出しました。5月27日に開催した第11回総会では、会場を西庁舎会議室から市議会議場へ変更。マスク着用、出席者の検温・健康状態の聞取り、会場内の換気、机上の消毒など感染防止対策を徹底したうえで行いました。なお、これまでも総会の開催にあたっては、マスク着用、検温、換気、消毒など感染防止対策を行っています。

◆令和2年度 オホーツク優良農村青年表彰を受賞されました



オホーツク優良農村青年表彰受賞者が決定となり、今回、網走市からは岩本 卓也さんが受賞されました。この表彰は、オホーツク農業委員会連合会が主催するもので、過去3年以上農業経験を有する農村青年で将来も継続して農業を営むと認められ、農業技術の普及推進及びグループ活動の指導能力を有し、他の模範となる方を対象として毎年実施されています。今回は、管内各市町村から岩本さんを含む17名の方々が表彰されました。

農地の賃借料情報を公表しています

平成21年度に廃止された「標準小作料制度」に代わって、農地法の規定に基づく賃借料情報を公表しています。この賃借料情報は、前年1年間の賃借料の実勢値を集計・平均したものです。農地の賃借料を決定する際の参考額としてご活用ください。（※100円未満の額は四捨五入）

作物	地区	令和2年の賃借料(円/10a)				前年の平均額	備 考
		平均額	最高額	最低額	件数		
普通畑	市	5,700	10,900	3,000	41件	7,300	東網走、呼人、八坂、天都山、潮見、向陽ヶ丘、明治、二ツ岩
	東	8,700	11,800	4,700	34件	8,200	稲富、山里、昭和、藻琴、鱒浦、豊郷、中國
	南	9,200	12,200	2,600	21件	9,700	北浜、丸万、実豊、音根内、浦士別、栄、清浦
	西	7,600	※35,000	3,200	31件	6,500	二見ヶ岡、嘉多山、越歳、卯原内、能取、平和、美岬
	全地区	7,700	※35,000	2,600	127件	7,700	
牧草畑	全地区	3,600	5,300	1,900	8件	4,400	

※西地区、全地区の最高額(35,000円)は、施設園芸に利用する農地

農業委員会の「総会」は、毎月25日頃に開催されます。

網走市農業委員会の総会は毎月末（25日頃）に開催され、農地の権利移転等（売買・賃貸借・使用貸借など）の許可、農地転用の許可、現況証明書の発行等の可否について審議・決定を行います。

農地を売却する場合や、農地に倉庫や住宅を建てる場合、農地を農地以外の地目へ変更する場合などでは、農業委員会総会の決定が必要となります。

総会での審議を希望する場合は、当該月の10日までに農業委員会事務局において手続きを行っていただきます。（※10日までに手続きが間に合わない場合、翌月以降の総会審議となります。）

また、積雪期（概ね12月～3月）は、農地の現況確認が不可能なため、総会審議案件の受付を行わない場合もあります。詳しくは、農業委員会事務局までご確認ください。

◎ 農業者年金制度が改正されます

長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、令和2年5月に年金制度の機能強化のための国民年金等の一部改正法が成立し、令和4年度から農業者年金制度（※平成14年1月から始まった新制度のみ対象）が改正されます。

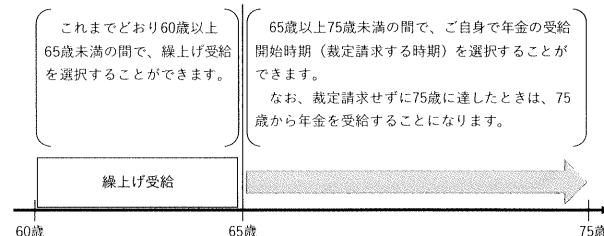


令和4年4月1日から改正

1. 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

(1) 農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

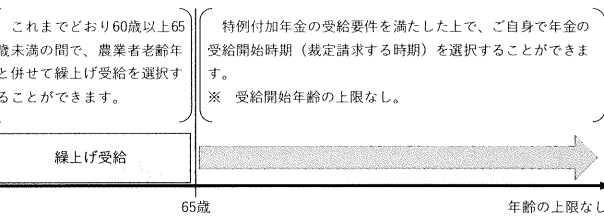
… 2022（令和4）年4月1日から、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。



(2) 特例付加年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

… 2022（令和4）年4月1日から、**特例付加年金の支給要件**を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができます。

なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。



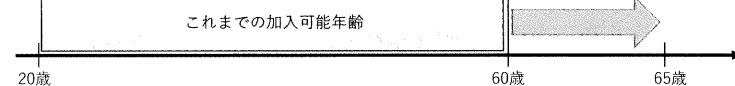
【特例付加年金の支給要件】

- ① 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ② 農業を営む者でなくなったこと（経営継承）
- ③ 65歳に達したこと

令和4年5月1日から改正

2. 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます【※国民年金の任意加入者に限ります】

… 現在、農業者年金に加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方ですが、2022（令和4）年4月1日からは加入可能年齢が65歳まで引き上げられます。ただし、**国民年金の任意加入者**であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。



【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

※1 60歳以降、農業者年金に加入する場合は、通常加入のみとなります。

※2 農業者年金の被保険者資格は、60歳に達したときに自動的に喪失するため、引き続き農業者年金に加入する場合は、再度、農業者年金の加入手続きが必要になります。

※3 農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金保険料を納付する義務があります。

※ 改正内容の詳細については、独立行政法人農業者年金基金（☎03-3502-3945）または、農業委員会事務局（☎0152-44-6111 内線531）までお問合せください。



全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。毎週金曜日の発行で、経営とくらしに役立つ一週間の情報が、わかりやすいよう解説的にまとめられています。また、家族全員が楽しめる記事や各都道府県支局の地方版の記事も充実した内容となっています。

*購読料：月額700円（送料、税込み）購読申込み：農業委員会事務局 まで